

# Press Release

報道関係者 各位

令和3年6月23日  
名取市総務部総務課

## 職員の懲戒処分等について

令和3年6月22日付け、本市健康福祉部職員（30代 男性）について、地方公務員法第29条及び名取市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき「停職3月間」とする懲戒処分を行いました。

この処分は、令和2年度中に処理すべき支払事務について、約半年間未処理のまま放置していたもので、更にこのことを隠すために不適切な伝票処理を行ったことによるものです。

なお、本職員は過去に二度、不適切な事務処理により懲戒処分を受けています。

また、上司である課長級等の職員3人も訓告処分としました。

なお、遅れていた支払につきましては、5月中に業者へ謝罪し支払を済ませております。

### ※職員の懲戒処分にかかる山田司郎名取市長コメント

このたび、支払事務におきまして適切な事務処理を行わず、関係者の皆様に対しましては多大なるご迷惑をおかけしましたこと、また市民の皆様にはご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

本事案を踏まえ全職員に対し、適切な事務処理を徹底するよう指示をしたところではありますが、今後このような事態にならないよう再発防止に努め、市民の信頼を回復するよう取り組んでまいります。

#### 【問い合わせ】

名取市総務部総務課 綱川（内線410）

TEL：022-384-2111 FAX：022-748-6758